



発行所 大阪市教職員組合 TEL (6942) 3561(代) FAX (6943) 8039 発行人：岡本 共右

2018.12.4

号外

岡本執行委員長：人事異動は教職員の意欲や資質の向上を図るためのもので

なくてはならない。

井上教務部長：校園長は教職員の思いをしっかりと受け止めることが必要である。

市教組は12月4日、人事異動の基準等に関する回答交渉を行った。10月30日に申し入れを行った「2018年度末人事異動ならびに2019年度教職員定数改善に関する要求書」の要求項目に対する回答を求めるとともに、これまでの事務折衝・交渉内容についての確認を行った。

交渉の最後に岡本委員長より、人事異動の実施にあたっては、校園長に対して教職員からの聞き取りを十分に行うよう指導することを強く求める。また、教職員の意欲や資質の向上をはかるための人事異動となるよう教育委員会を質した。

これに対して、井上教務部長より、人事異動は教職員の意欲・資質の向上の契機を図るものであることは、これまでと何ら変わりございません。校園長には、本人の状況、思い、願いをしっかりと聞き取るように人事異動の説明会の場などできちんと説明してまいりたいとの回答があった。

市教組は、教育委員会からの回答を基本的には了としたうえで、いまだ合意に達していない課題については、引き続き、交渉・協議を行うよう求め、交渉を一時中断した。

※交渉内容は以下のとおり

組…市教組 市…教育委員会

組： それでは、10月30日付で提出した、「2018年度末人事異動ならびに2019年度教職員定数改善に関する要求書」について、教育委員会の回答を求める。

市： それでは、要求書に対する具体の回答を申し上げます。なお、回答につきましては、これまでのほかの交渉と重複せず、かつ勤務労働条件に関わる事項のみとさせていただきます。

**5. 「中学校における兼務発令（試行）」については、兼務発令者の負担軽減を求めるとともに、課題解消に向けて取り組むこと。**

（下線部のみ回答）

課題解消のうち兼務発令者の負担軽減につきましては、可能な限り近隣の学校における兼務発令を実施するなど、引き続き努力してまいりたいと考えております。

**14. 過員状況の解消にあたっては、退職・転任が強制されないよう指導すること。**

過員につきましては、早期に解消を図る必要がございます。校園長に異動に関する意向をお伝えいただくことが、ご本人の申告内容を参考にする上で必要ですので、ご協力をお願いしたいと考えております。

なお、異動候補者の決定に当たっては、ご本人に対し十分な説明を行うよう校園長に周知してまいりたいと考えております。

**15. 教職員の再任用については、本人の希望を尊重し全員採用を行うこと。**

教職員の再任用につきましては、定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないようにするため、これまでの再任用制度を活用することによって雇用と年金の接続を図ってきたところでございます。

なお、任用に当たっては、選考基準に基づき適切に実施してまいります。

**16. 定年前の退職勧奨や強要が行われないよう指導すること。**

定年前の退職を強要する考えはございません。

なお、校園長に対しても十分に周知してまいりたいと考えております。

**17. 通勤事情や保育事情、看護・介護事情等がある教職員の人事異動に関しては、十分配慮すること。**

通勤時間や保育事情等の個別事情につきましては、配慮してまいりたいと考えております。

また、保育所経由通勤者につきましては、自己申告書に、その通勤経路等を記入できることとし、人事異動に当たり、これまでも可能な限り配慮してきたところですが、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

なお、看護・介護事情を有する方への配慮につきましては、個別の事情でございますので、画一的に対処するではなく、各校園長より十分お話しをお聞きして対処してまいりたいと考えております。

**18. 転任や残留等については、本人の希望を尊重すること。**

**19. 外国人多住地域の学校や人権教育を推進する学校への転任を希望する教職員、特別支援学級を希望する教員、特別支援学級から普通学級を希望する教員については、本人の希望を尊重すること。**

教職員の人事異動は、同一校園勤務の固定化を排除し、積極的な異動を行いたいと考えております。異動に当たっては、教職員の申告内容を参考としながら、校園長の意向を尊重して機械的・画一的な実施にならないようしてまいりたいと考えております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

**20. 同一校園勤務が10年以上の者（新規採用後同一校園に6年以上勤務する者）については、市教委の定めている「特別な事情」以外でも、校務運営の事情や本人の心身の事情及び家族の介護の事情等の場合は、「特別な事情に準ずる扱い」とすること。**

同一校園勤務の上限を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、昨年度までも極めて限定的に運用してきた経過がございます。

なお、個別の事情につきましては、校園長より十分お話しをお聞きしてまいりたいと考えております。

**21. 同一校園勤務が6年を超える者（新規採用後同一校園に4年以上勤務する者）は、転任や残留については本人の意向を尊重すること。**

同一校園勤務の上限に達していないⅠ項該当者及びⅡ項該当者につきましては、従前のとおり、異動を図ってまいりたいと考えております。同一校園勤務の上限に達している者は原則として異動を行うこととしており、同一校園勤務の上限に達していない者は異動対象者としていところ です。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

**22. 同一校園勤務が6年以下の者については、教育上支援を要する学校や特別支援学級への転任を希望する場合、また、遠距離通勤者や近親者の同一校勤務など特別な事情のある場合は転任の希望を認めること。**

Ⅲ項該当者の異動につきましては、異動方針実施要領の「特別な事情」のある場合に限り異動を図ってまいりたいと考えております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

**25. 学校事務職員の人事異動については、民主的かつ公平に行い、本人の希望を十分尊重すること。**

**(1) 教職員人事異動実施要領に基づいた人事異動を確実に実施すること。また、職場実態を十分踏まえ、本人の意向を十分尊重すること。**

人事異動につきましては、異動方針実施要領に基づき実施してまいりたいと考えております。原則として、6年以内に異動を行うとしており、上限を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、これまでも極めて限定的に運用をしてきております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

組： ただいま教育委員会から回答がなされたが、前回の申し入れ交渉において、特に市教組から追加で発言した内容に関して、教育委員会の見解を求める。

市： それでは、前回ご指摘いただいたことについて、教育委員会の考え方をご説明させていただきます。

**申し入れ交渉時の追加要求・追加要望に対する教育委員会の回答については、「2018年11月20日付 市教組ニュース号外（事務折衝版）」を参照。**

**【講師不足の解消について】**

**【幼稚園における課題のある園児の対応について】**

**【栄養教諭の市独自加配について】**

**【再任用制度について】**

**【首席、指導教諭について】**

**【統廃合校園の人事異動について】**

組： 次に、これまで行ってきた交渉内容についての確認を書記長よりさせていただきます。

組： まず、最初に確認を行うが、今年度の人事異動について、人事異動ルールそのものの変更はないと理解してよいか。

市： ルールそのものについては、昨年度との変更はございません。

組： 「自己申告書」の様式についても、昨年度と変更がないものと理解してよいか。

市： 昨年度との変更はございません。

なお、高等学校と中学校の人事交流を希望する方には、自己申告書に加えて別途書類を提出していただく予定でございます。

組： 次に、人事異動にあたって、校園長は、教職員の意向を十分聞くということに変わりはないか。

市： 異動候補者は校園長が決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向につきましては、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話いただきたいと考えております。

組： 同一校園勤務の上限となる教職員について、特別な事情のある場合は、残留も可能であると確認してよいか。

市： 同一校園勤務の上限（第Ⅰ項該当者は6年以内、第Ⅱ項該当者は10年以内）を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、産休・育休など昨年度までの取扱いと変更はございません。

なお、個別の事情につきましては、校園長より十分お話しをお聞きしてまいりたいと考えております。

組： 次に、「教員希望転任制」についてであるが、昨年度は、何人がこの制度で異動したのか。また、昨年度との変更点はあるのか。

【裏面に続く】

市： 昨年度は、小学校 19 名、中学校 9 名が、この制度で異動しました。

また、今年度の制度につきましては、昨年度との変更点はございません。

組： 次に、「教員公募制」についてであるが、実施対象校となっている「学力や生徒指導などに課題を有する学校」とは、どのような学校を想定しているのか。

市： 昨年度と同様に学習指導上、あるいは生活指導上など様々な課題を有する学校を想定しております。今後、学校長に対する意向調査などを通じて、学校の課題を確認したうえで実施対象校とするかどうか判断したいと考えております。

組： 今年度は、「教員公募制」における実施対象校を、何校とする予定か。

市： 今年度の実施対象校につきましては、小学校 53 校、中学校 23 校といたします。なお、そのうち特例校は、小学校 5 校、中学校 2 校でございます。

組： 昨年度に「教員公募制」を実施した学校の結果はどのようになっているのか。

市： 公募制を実施した学校は、小 39 校・中 18 校。応募のあった学校は、小 15 校・中 5 校。応募した教員は、小 16 名・中 5 名。成立した学校は、小 14 校・中 5 校でございました。

組： いま、教育委員会より「教員公募制」についての回答があったが、我々としては、「教員公募制」の導入によって、特定の学校に人材が集中し、教育の公平性が失われるのではと危惧している。

とりわけ、校長裁量拡大特例校については、毎年、教員公募を行うことができるということである。

我々としては、「教員公募制」によって人事異動全般にどのような影響を及ぼすのか、引き続き、検証を行うよう強く要望しておく。

組： 次に、再任用教職員の採用選考等については、昨年度と変更がないものと理解してよいか。

市： 再任用教職員の採用選考に係る内容等につきましては、昨年度と変更はございません。

組： 再任用を希望する教職員については、我々としては、希望者全員の雇用は当然のこととして、短時間勤務を希望する、すべての教職員が希望の勤務形態で働けることを強く求める。ついては、今年度の再任用教職員の実態と来年度の再任用者数の見込みについて示してもらいたい。

市： 来年度の再任用の見込みについてですが、フルタイムにつきましては、選考基準に基づいて希望者の配置を行ってまいりたいと考えております。

また、今年度の勤務時間別の再任用教職員につきましては、先ほどお配りしました、別紙「平成 30 年度再任用教職員数」のとおりでございます。小学校では、301 名のうち 181 名が、中学校では 163 名のうち 39 名が、短時間勤務で、昨年度と比較しますと、フルタイム勤務者が増加しております。

現時点での来年度の再任用者数の見込みにつきましては、今年度とほぼ同数を見込んでおります。

短時間勤務者の枠には限りがありますが、希望者の個別事情に応じて、可能な限り配置できるように努めてまいりたいと考えております。

組： 次に、高等学校と中学校のとの教員の人事交流についてであるが、昨年度は、何人がこの制度で異動したのか。また、昨年度との変更点はあるのか。

市： 昨年度は、1 名が中学校から高等学校に異動いたしました。なお、この人事交流につきましては、昨年度との変更点はありません。

組： それでは、これまでの交渉の過程で教育委員会からの提案を受け、市教組として検討を重ねてきた案件について、書記長から見解を示させていただく。

組： まず、はじめに、教育委員会より回答のあった件については、基本的には了とするが、いまだ合意に達していない課題については、引き続き、交渉・協議を行うことを求めておく。

次に、病休や産休・育休、その他の代替（だいたい）講師が、すぐに配置されていないことについて、教育委員会は、「教育委員会が主体的に進めるべき事項であるとともに、重要な責務である。」と回答しながら、その責務が十分に果たせていない状況にある。今後は、学校現場に支障をきたさないよう最大限の努力

をされることを、改めて強く申し述べておく。

次に、今後、統合や廃園などが予定されている中学校や幼稚園にかかる教職員の人事異動については、まさに、勤務労働条件にかかわる課題であるので、今後も市教組と協議を行うよう求めておく。

以上について、教育委員会の見解を求める。

市： ただいま、ご指摘いただいた点について、勤務労働条件に影響があると想定される事項につきましては、今後も引き続き、誠意をもって市教組の皆様方と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

組： それでは、次に、人事異動に関する今後の日程はどのようになっているのか。

市： 人事異動に関する今後の日程につきましては、12 月 13 日に校園長に説明し、その場で関係書類を配布する予定です。校園長から教職員への配布は、12 月 14 日以降になる予定です。

教育委員会の調書受け付けは、1 月 11 日頃を予定しております。

校園長からのヒアリングの日程は、現在検討中ですが、例年の日程で申し上げますと 1 月 18 日頃から 2 月 1 日頃となります。

組： 内示日はいつになる予定か。

市： 確定次第、ご連絡いたします。

組： まず、書記長も指摘しているが、病休や産休・育休、その他の代替講師が、配置されていない学校が相当数ある。教育委員会は、代替講師の給与や勤務労働条件の向上などを行い、他の政令市より大阪市で働きたいと思えるような制度設計を行う必要があるのではないかと。我々としては、これ以上、学校現場に支障をきたさないよう最大限の努力をされるよう申し述べておく。

次に、学校事務職員の職制度についてであるが、一人の職場が多数あるなど職場の実態を十分把握するとともに、その職の重要性を認識しつつ、学校運営に積極的に参画する体制ならびに職責に応じた職務内容となるよう求めておく。

人事異動は、個々の教職員の力量を発揮し、モチベーションの向上につながるものでなくてはならない。そのためには、本人の育児・介護等の状況や希望が尊重される必要がある。しかしながら、毎年、人事異動の実施にあたって、校園長による教職員の意向の聞き取りが十分でない例が見受けられる。校園長に対して教職員からの聞き取りを十分行うよう指導することを強く求めておく。

最後に人事異動は、これまで大阪が培ってきた教育、とりわけ人権教育をはじめとして課題のある学校の取り組みを維持させることはもちろんのこと、更に、向上・発展させることを目的として実施されなければならない。そのためには、教職員の意欲や資質の向上をはかるための人事異動となることを強く求めておく。

以上の点について、教育委員会のコメントを求める。

市： 委員長ご指摘の事項でございますが、まず、講師配置につきましては、先ほど担当が回答いたしましたとおり「教育委員会が主体的に進めるべき事項であるとともに、重要な責務」と認識いたしておりますが、特に小学校現場で遅れが生じており、皆様方にご迷惑をおかけしていることにつきまして、大変申し訳なく思っております。

今後も講師相談会の時間外・休日開催など従来の取組みの継続に加え、区役所と連携した講師募集や、民間求人サイトへの掲出など、様々な方法を駆使し、配置の遅れを解消できるように、講師の確保に努めてまいります。

学校事務職員の職制度の重要性につきましては、教育委員会としましても十分認識しているところでございます。とりわけ、学校間連携につきましては、職制の職務内容のあり方を研究し、さらなる推進に向け、教育委員会として主体的に取り組み、職能形成・資質向上に繋げてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を宜しく願いいたします。

教職員の人事異動は、教職員組織を活性化させるうえで、極めて重要なものであります。

私どもといたしましては、今年度も、昨年度と同じ方針で実施する予定でございますが、人事異動は教職員の意欲・資質の向上の契機を図るものであることは、これまでと何ら変わりはありません。

教職員が自らの経験を活かし、情熱や意欲・能力を一層発揮できるようにするとともに、大量退職・大量採用の状況のなかで、本市学校園教育の継承を図っていく必要がございます。そのために、新規採用から同一校園に勤務する方については、学力や生徒指導などに課題を有する学校など地域や条件の異なる学校への配置を積極的に行うとともに、新規採用者や経験のある教職員のバランスある配置に努めてまいりたいと考えております。

今後の人事異動の実施にあたりましては、「異動候補者を校園長が決定する」ということについて、教職員の思いは校園長とよく話し合っていたいただきたいと思いますし、同時に、校園長はそれをしっかりと受け止めるということが必要であり、校園長にはご本人の状況、思い、願いをしっかりと聞き取るように、人事異動の説明会の場合などできちんと説明してまいりたいと考えております。

それ以外の取扱いにつきましても、この間の交渉内容を十分に踏まえ、丁寧に行ってまいりたいと考えておりますので、大阪市教職員組合の皆様方におかれましては、格段のご理解とご協力をお願いいたします。

組： それでは、教務部長のコメントを踏まえ、本交渉を一時中断する。

| 平成 30 年度 再任用教職員の状況 |     |     |      |       |            |            |
|--------------------|-----|-----|------|-------|------------|------------|
| 小学校                | 希望者 | 辞退者 | 採用者数 | フルタイム | 31 時間      | 23 時間 15 分 |
| 新規                 | 87  | 3   | 84   | 45    | 18         | 21         |
| 継続                 | 225 | 8   | 217  | 75    | 34         | 108        |
| 計                  | 312 | 11  | 301  | 120   | 52         | 129        |
|                    |     |     |      |       |            |            |
| 中学校                | 希望者 | 辞退者 | 採用者数 | フルタイム | 31 時間      | 23 時間 15 分 |
| 新規                 | 58  | 2   | 56   | 55    | 0          | 1          |
| 継続                 | 109 | 2   | 107  | 69    | 8          | 30         |
| 計                  | 167 | 4   | 163  | 124   | 8          | 31         |
|                    |     |     |      |       |            |            |
| 養護教諭               | 希望者 | 辞退者 | 採用者数 | フルタイム | 19 時間 30 分 |            |
| 新規                 | 8   | 0   | 8    | 8     | 0          |            |
| 継続                 | 15  | 3   | 12   | 12    | 0          |            |
| 計                  | 23  | 3   | 20   | 20    | 0          |            |
|                    |     |     |      |       |            |            |
| 事務職員               | 希望者 | 辞退者 | 採用者数 | フルタイム | 23 時間 15 分 | 19 時間 30 分 |
| 新規                 | 5   | 0   | 5    | 5     | 0          | 0          |
| 継続                 | 40  | 0   | 40   | 24    | 0          | 16         |
| 計                  | 45  | 0   | 45   | 29    | 0          | 16         |
|                    |     |     |      |       |            |            |
| 栄養教諭               | 希望者 | 辞退者 | 採用者数 | フルタイム | 23 時間 15 分 | 19 時間 30 分 |
| 新規                 | 1   | 0   | 1    | 1     | 0          | 0          |
| 継続                 | 9   | 0   | 9    | 8     | 0          | 1          |
| 計                  | 10  | 0   | 10   | 9     | 0          | 1          |

